

独自研修**相談援助職員専門研修開催要綱****【社会的養護処遇改善加算対象研修】****【集合】**

ね ら い 相談援助職者として、より専門的で適切な調整能力や知識、これからの現場を支えるための相談援助職としてのあり方を学ぶ。

実施形態 集合研修

研修対象 現職経験年数が3年以上の相談援助職員（相談支援担当者等）

研修定員 70名 ※申込多数の場合は、北海道社会福祉協議会会員（準会員）の事業所が優先となります

日程・会場 令和3年10月 7日（木）～10月 8日（金）
札幌/かでの2.7 4階 大会議室

申込期間 令和3年 7月 6日（火）～ 9月10日（金）

受講可否 令和3年 9月17日（金）までにご連絡いたします。

研修費用 会員・準会員 5,000円/非会員 10,000円 ※当日の無断欠席は、研修費用を請求いたします

研修内容

日程・時間	研修科目	研修内容
第1日	9:30～10:15	受付 研修費用の受領/資料配布
	10:15～10:30	開講式 オリエンテーション
	10:30～16:30 (途中昼食休憩)	講義1・演習1 実践的な相談技術の向上と信頼関係の構築 コミュニケーション技術、面接技術を用いて利用者や家族と現状や今後の方向性について話し合うことが求められる専門職として、講義と演習を通し、より実践的な相談技術、より良い信頼関係を築く関わり方を学ぶ。
第2日	9:30～12:00	講義2 医療機関との連携 療養後にも、自分らしい生活を続けられるためには、地域における関係機関が連携して、継続的なサービスの提供を行う必要性が求められる。事業所と医療機関での利用者への継続的な支援や繋がりについて学ぶ。
	12:00～13:00	昼食/休憩
	13:00～16:30	講義3・演習2 チームケアにおける相談援助職の役割 組織として円滑に機能するには、個人の能力の他、チームケアが重要であることを理解するとともに、チームで仕事を行うことのメリットやチームにおける自分の役割を理解し、より良い協力体制を築くポイントを学ぶ。
	16:30	閉講

本研修受講にあたっての留意事項

※申込多数の場合は、一事業所あたりの受講者数を制限させていただく場合があります。

※本研修は、対象施設〔児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、乳児院〕における処遇改善加算区分〔Ⅱ-ア、Ⅲ-ア、Ⅳ-ア〕該当研修です。詳細につきましては、北海道・札幌市担当所管等までご確認ください。